

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年8月10日（水）14:47～15:13
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

坂本 三郎 法務省民事局商事課長
辻 雄介 法務省民事局商事課局付
吉井 浩 財務省国税庁総務課長
山岸 要一郎 財務省国税庁法人課税課課長補佐

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官
塩見 英之 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 東京開業ワンストップセンターの抜本的強化
 - 3 閉会
-

○藤原審議官 時間が少し押しておりますけれども、東京開業ワンストップセンターの関係のヒアリングを始めてまいります。

ワンストップセンターにつきましては、去年4月からでございますが、総理も御出席いただいた上で、全国初の試みでございますけれども、関係省庁に御協力いただきながら運営をしているわけでございます。

当初からずっと受付とか書類の預かりをどうするかという議論があったわけであります
が、今年6月2日、成長戦略の中でも、これは対日投資とかそういった文脈の中でも色々
な議論がありまして、閣議決定されている文書の中にこの受付のところの議論、抜本的に
制度を変えていくという議論もございまして、それについての、今、事務的な調整もして

おりますけれども、御報告をいただくということでございます。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いしたいと思います。

○吉井課長 国税庁からお話させていただきます。

今、お手元に配付させていただいた資料について御説明させていただきます。ワンストップセンターで現在取り扱っている届出書は、米印のところにあります4つの書類でございます。法人の設立届出書、青色申告の承認申請書、給与支払事務所等の開設届出書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書、この4種類でございます。1番と2番が法人税に関係する書類でございます。3番と4番は従業員の源泉所得税の徴収を法人が行うことになりますので、源泉所得税に関する手続になっております。

ワンストップセンターでの書類の受付についてでございますが、過去に東京国税局において税務署外にコーナーを作り、税理士が確定申告書をその場でいったん預かり、提出された当日中に税務職員が回収して、その申告をしなければならない税務署に移送し、文書を受け付けた実例があることから、同様の方法をワンストップセンターで実施できないか検討しているところです。具体的には、センターの利用者から提出された書類を相談員が預かり、速やかに所管の税務署に移送するといった方法です。今年度中から対応できるよう委託先である東京税理士会と折衝を開始しているところでございます。他方、当該4手続につきましては、いずれもe-Taxによる電子申請が可能であるところ、紙よりも電子で行うほうが本線と考えております。そのために必要な機器の手配等について内閣府の御指導等も仰ぎながら、東京税理士会との折衝を進め、早期実施が図れるようにしていきたいと思っております。

国税庁からは以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、続いて法務省からお願いします。

○坂本課長 法務省でございます。

法務省におきましては、現在、法人の設立の関係の登記の申請についての相談ということをワンストップセンターで行わせていただいております。今回、再興戦略のほうでワンストップセンターの窓口はさらに受付等を行うことができないのかということが書かれておりますので、商業登記法上どこまでできるのかという観点から、今検討を進めさせていただいているところでございます。

全体として商業登記法の規定がどうなっているのかというのを、お手元のインデックスの資料3で御用意をさせていただいております。時間もなかった関係で条文をピックアップしたものだけとなって申し訳ございませんけれども、御承知のとおり商業登記というものは書類を届け出て終わりというわけではございませんで、申請書類に照らし合わせて、要件が整っているか審査した上で、登記を認めるかどうか判断するという作業でございま

す。登記の事務というのは本店所在地の法務局が行うことになっておりまして、その登記所における事務というのは登記官が取扱うということになってございます。

また、受付の事務につきましても、登記官が書類を受領したときに行うということが商業登記法の規定となってございます。

となりますと、ここら辺の規定に照らしますと、正直申し上げまして、ここで商業登記法で言っているところの受付を、このワンストップセンターの窓口で行うということは正直中々整理が難しいかなと思っているところではございますけれども、その上でどこまでができるのかというところを、具体的な手続を含めまして検討を進めているところでございます。

登記の申請でございますけれども、大きく分けまして、オンラインの申請と書面による申請という2つがございます。これは国税庁も今申し上げました、オンラインの申請につきましては、この度ICカードリーダーを御準備いただけたと聞いておりますので、その準備ができれば、ワンストップセンターにおいても行うことができるというふうになると考えております。

書類の申請につきましてでございますけれども、こちらにつきましてもワンストップセンターの窓口で申請書類を受け取りまして、その受け取った申請書類を管轄の登記所に送付する。そういう形で書類をそこで預かりしまして、申請人といたしましては、そこで書類を窓口に置いてくれば、申請人側が行う手続は終わりということでできないかということで、その具体的な方法を検討してございます。

これにつきましては、国税庁と同じでワンストップセンターについては、現在、司法書士との間で業務委託契約を締結してやっているところでございまして、今回新たにそういう書面を受け取って管轄登記所に送付するという作業が発生しますと、契約内容の変更が必要になってまいりますので、それへの影響などを考慮しながら、具体的にどういう手続を取って書類の送付というものを行っていくのが合理的なのかという非常に細かい事務的なところも含めまして、今検討を進めておるところでございます。その書類の送付、ワンストップセンターから管轄の登記所に、書類を郵送するというときに、そのワンストップセンターの側で何か手続をお願いできないのかなというところも事務局と話をさせていただいているところでございます。

私どもの検討の状況は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

では、両省ともオンラインに関しては申請をここでやることに積極的なのだけれども、他については書類預かりで止めたいという御主張に聞こえたのですが。

○八代委員 オンラインの中身で、確定申告の場合、国税庁はもちろんオンライン申請を認めているのですが、中々特に素人の場合はうまくいかないのです。だから、このワンストップセンターに行って、その人が指導して、そのカードリーダーを使ってオンライン申請をすれば問題はないわけですね。

○吉井課長 おっしゃるとおりでありますと、法人税のe-Tax利用率は10年前に比べて相当比率が上がっており、現在70%を超える水準まで向上していますが、その過程で最も御活躍されたのは税理士の先生方であります。e-Taxの利用に当たって、一手間がかかるのは、電子証明書をe-Taxシステムに登録して、ID、パスワードを払い出してもらうことですが、ワンストップセンターにもおられる税理士の先生方はそこもよく御存じですので、上手く対応いただけだと考えております。税理士会とも御指摘の点についてはディスカッションしてみようと思います。

○八代委員 全て今は電子化できるのですか。持つていかなければいけない証明書というのではないと考えていいわけですね。

○吉井課長 相続税などシステムが開始されていないものもありますが、法人税関係につきましては、確認する必要はございますが、ほぼ大丈夫だと思います。

○八代委員 同じことは法務省のほうにもカードリーダーが置かれる。だから、そこに登記に来た。オンラインでやりたいのだけれども、それが中々一筋縄ではいかないので、現場の司法書士がちゃんと登記所に行くのと同じようにそこでちゃんと指導して、必要な手続をオンラインでやるのを手伝ってあげる。そうすると、こちらの意図と変わらないことになるのですか。だから、そうすると申請する人は登記所まで行かなくていいし、そこで申請と同時に受け付けてもらえるということになるわけですね。

○坂本課長 おっしゃるとおりで、私どもは司法書士にオンライン申請の支援をやっていただくことになっておりますので、まさに分からぬことがあつたら司法書士が指導していただくことになると考えております。

○吉井課長 この4つの手続については言うまでもなくe-Taxで受付できます。

○八代委員 何が問題なのか。そこで教えてもらってやればいいわけですね。そうしたら向こうもいいと言っているし、こちらも待たなくていい。

○藤原審議官 当初は相談しかやらないという議論でしたから、それに比べて預かっていたらどうかというところまでだいぶ議論は進んでいますけれども、当時、預かりができない理由の一つとして、そこから先どのように本省のほうに持っていくかという議論があって、本省なり本来受け付けるべきところに送付するやり方というのは、社会保険などの他の分野でやっているような形で皆さんの方へ送付を速やかにしていただくようなことで、考えていただいているということでよろしいでしょうか。

○吉井課長 はい。ただ、この手続のうち②と④については、納税者側に恩典が付くため、税務署長としての判断が必要になります。

それから、①と③については税務署に「以降、自分は法人として活動する、給料を払う」ということを税務署に申し出てももらうものであり、その後、税務署とのコミュニケーションが始まる手続です。

こうした違いから、処理は①と③についてはそのまま受け付ける、②と④については税務署長に届けてもらった後に判断が必要になる話になるのですが、なるべく迅速にこうい

った手続をやっていくように所轄の税務署に届けて確実に書類を処理するよう検討したいと思っています。

○八代委員 だから、その預かるという意味が、オンラインだったら預かる行為はなくなるわけですよね。

○吉井課長 オンラインですと、そのまま全部システムで判断して受付が完了することになります。

○八代委員 ですから、預かる必要はないですね。

○吉井課長 預かる必要はないです。所轄の税務署に届いたことになります。

○藤原審議官 オンラインでやってもらえば一番いいのですけれども、むしろ申請者側がそれに対応できない可能性があったときの議論です。

○八代委員 なるほど、だから、必要な電子証明書か何かをまた手に入れないと。

○吉井課長 マイナンバーカードは住民票を持っていれば交付されますので、電子申請を進めていくべきではないかと考えています。

○八代委員 全部書類、カードもみんな持っているのだけれども、なぜか言うことを聞かなくて、確定申告の電子化は難しいのです。だから、結局もう少し易しくできないか。

○吉井課長 その点について申し上げますと、今度Windows8から10に変わりますと、おそらく先生が電子申告されていたとしても使えないリーダーライターが出てきてしまう問題もあります。そのような話もNISCや社会保障改革担当室、IT室と議論して、なるべく使い勝手をよくしようと検討しているところでございます。

○八代委員 だから、電子申請できない人の問題をどうするかというのが残るわけですね。電子申請は問題ない。それはどうなのですか。私はよく分からないので。

○原委員 その場でできない人はどういうケースがありますか。

○八田座長 今回、お手伝いを付けるわけですね。

○吉井課長 はい。住民票さえお持ちであれば、マイナンバーカードの入手が可能です。

ただ、日本人が海外に行って住民票がなくなってしまった。それで海外から会社を作りたいという場合だと、難しくなるかもしれません。

○八田座長 飛行機に乗ろうと思ってeチケットのところでうろうろしていたら、航空会社の人が色々ちゃんとやってくれるという、あんな感じですね。

○原委員 おっしゃられた、海外に住民票があつてというケースは。

○吉井課長 海外に3年とか勤務されると、住民票がなくなってしまう方がおられます。そういう方は電子証明が無効になってしまいます。

それから、海外の方が日本に来て住民票を登録していないと電子証明を受けられない場合が考えられます。

○原委員 それは全体から見るとものすごく比率としては少ないのでしょうけれども、やはり、私たちが考えているターゲットの中ではすごく重要な方々かもしれない、そこはもし例外として。

○山岸課長補佐 そうですね。まさに原先生おっしゃられるように、例えば、日本国内に代理の方等、手続に詳しい方がいらっしゃって、申請書等を作成した状態でワンストップセンターにお越しになって、中身の確認をした場合に、ある省庁は受け取ってくれるのだけれども、別の省庁は受け取ってもらえないという状況があると聞いています。そこは、センターでお預かりをして、しかるべき処理をする方向で調整しているので、こういったリアケースのお客様に対しても所轄の役所にこれは届けてくださいというような無碍な返し方はしないということで対応するという方向です。

○吉井課長 そのように考えております。

○原委員 例外ケースについては、今事務局では単に預かりだけではなくて、受付までというので、そこはもう一歩行きませんかと。

○塩見参事官 実際に、今窓口で相談に来られている方は、書面でどう書いたらいいだろうかということを相談員の方とやりとりをしてやられておりますので、せっかく出来たものを電子申請でもう一回スキャナーで読み込んで出してくださいみたいな、もう一段手間をかけてやってくれという話にオンラインの場合にはなってしまうものですから、書類が出来上がったものはそのまま出せるようにしてほしい。

○山岸課長補佐 書面で書いてくださったお客様の分は、今申し上げたとおりお預かりをして、迅速に所轄の責任ある税務署にきちんと移送するという方向で、今対応できるよう準備を進めております。

○塩見参事官 それを出したときに、その日の日付で出したことにしてほしいというのが今こちらからお願ひをしていることです。

○八田座長 そこがかなり大きいみたいですね。日付がきちんと確定できるということが大切だと思います。

○藤原審議官 受付という言葉と、預かりという言葉の意味の違いというのは、おそらくそのぐらいだと思うのです。要するに、預かったけれども、実際に受付は数日後でしたということではなく、即日つないでいただくという形になるかどうかというところが、おそらく預かりと受付の違いだと思いますけれども、そのあたりは。

○吉井課長 他省庁の取組を含めて勉強をしてみたいと思っております。特に税務署長の判断が必要な話については、書面の場合は受け取って一定のチェックが必要になりますので、その点だけはよく各省の取組や色々なお考えなども聞きながら勉強してみたいと思います。

○坂本課長 そこは法務省も同じでございまして、先ほど商業登記法の規定を御説明させていただきましたけれども、こちらの規定との関係でそういうことが可能かどうかというところについては、正直難しいのではないかと思っておりますが、国税庁もおっしゃられたように色々勉強してみたいと思っております。

ただ、まさに受付の日付は違いますけれども、申請人がおやりいただくことという意味では全く同じ。その窓口で書面を置いてくる。その先はまたこちら側の手続として中で審

査をしていくということで、申請人側の御負担ということで申し上げれば、そこは何も厳密な意味での受付ということをするかしないかで変わってこないと考えております。

○八田座長 受付の日付を確定したい。それが例えば、翌日であってもいいから確定することがすごい重要なのだろうと思うのです。だから、それがこちらの書類の場合でもできれば非常に助かるというのではありません。

○原委員 おっしゃっていることは、実態としては書類の預かりであっても同じことをしているんですということをおっしゃっているので、それだったら受付にしてしまえばいいではないですかということではないかと思います。おっしゃられたように、税務署長の判断が伴う部分に関しても、別に申請の受付をされるだけなので、そこは変わりないと思うのです。

○吉井課長 ただ、恩典が付くので、特に②の青色申告の承認申請について言うと、これを受けると租特の適用を自動的に受けられるので、一定の判断が必要となります。

○原委員 ただ、もちろん後から承認されるわけですね。別に税務署に持つていって申請したって、確かにその場で承認されるわけではなかったですね。後から返ってくるのですね。

○八田座長 受付だけして承認は後。

○吉井課長 納税者にとって大事なのは、実は承認日なのではないかと思って今日はヒアリングに臨んだのですが、そこはどのように考えておられるのでしょうか。

もう一つお伺いしたいのは、東京ワンストップセンターで受理する自治体は、どちら辺を想定されておられるのでしょうか。管轄は市区町村、23区内なのでしょうか、それとも東京都全部なのでしょうか。

○塩見参事官 そこは特に制限はありません。

○吉井課長 では、全国の市町村が対象と思ってよろしいでしょうか。

○塩見参事官 通常は東京ワンストップセンターに来て、そこで手続をする人ですので、わざわざ飛行機に乗って北海道から来る人はいないと思えば、基本的には都内だろうと思っていますけれども、制度上は制限していないということです。

日付けの問題についてですけれども、申請と届出だと若干違うのだと思うのですが、届出のほうはいついつまでに届け出なさいという規定があって、その日に出せば義務を果たしたことになる。それが預かりであれば、その後、何日か後でないと届け出したことにならないというところが違うんだろうと思います。

申請のほうは、審査をして判断する日がまた別にあると思いますから、届出とは少し違いますけれども、申請書類を出し切ったというところは、申請側からは一つの安心感なのだろうということはあるかと思います。

商業登記につきましては、申請を受け付けていただいた日が会社の設立の日になるということでありますので、この日に会社を設立したいと思ってワンストップセンターに来た方は、その日に受け付けてもらえば日が確定しますし、受け付けてもらえないと何日か後に会社ができるということで、そこは不安定な状態がしばらく続くというところが違うか

と思います。

○坂本課長 会社設立日という形になるからこそきちんと、しかも登記法上、一定の意味を持ってくる。今おっしゃったように会社設立の日という形になってきますので、そこは単に書類を形式的に置いてくるということではなく、一定の商業登記法上のものというところが必要ではないかと今のところ考えておるところでございますけれども、そこは色々勉強しないと。

○吉井課長 よく勉強してみます。

○塩見参事官 書類の不備があるかどうかということは、おそらく登記所や税務署に行つても同じ問題なのだろうと思いますので、そこは書類がちゃんと整っているものが大前提だと思います。

○八田座長 そうすると、オンラインのところは大前進だと思います。

一方、今の日付けということがある以上、こちらの書類預かり日を受付日に確實にできれば、その日を会社設立日としてアナウンスできるということだと思います。是非そのところを御検討いただければと思います。

○吉井課長 よく法務省、厚生労働省と相談してみようと思います。

○八田座長 事務局からは特によろしいですか。

○藤原審議官 先生がまとめていただいた部分の受付日の確定というところについて、引き続き協議をしていくということで、本日のところはこれで。

○八田座長 どうもお忙しいところありがとうございました。よろしくお願ひいたします。